

負担調整措置の概要図

商業地等

小規模住宅用地
一般住宅用地

負担水準 (%)

100

価格

価格×70%に引下げ

税負担据置

70

60

【A】が価格×60%を上回る場合は、価格×60%

【A】 = 前年度課税標準額 + (価格×5%)

(注 2) 令和4年度に限り

2.5%

20

【A】が価格×20%を下回る場合は、価格×20%

0

住宅用地の課税標準の特例措置

価格×特例率に引下げ

特例率

固定資産税

小規模住宅用地：1/6

一般住宅用地：1/3

都市計画税

小規模住宅用地：1/3

一般住宅用地：2/3

負担水準 (%)

100

【B】が価格×特例率を上回る場合は、価格×特例率

【B】 = 前年度課税標準額 + (価格×特例率×5%)

20

【B】が価格×特例率×20%を下回る場合は、価格×特例率×20%

0

※負担調整措置により、価格が据え置かれている場合や価格が下落した場合であっても、税額は上昇する場合があります。